

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和3年12月24日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 有限会社谷藤不動産及び有限会社オプタン
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 菓子ショッピングセンター 滝沢市菓子156番地6
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 駐車場の収容台数
 - イ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - カ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - キ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (4) 変更する年月日 令和元年12月20日
- (5) 変更の理由 施設利用者の利便性向上のため

2 届出年月日 令和3年12月13日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び滝沢市役所